

30 高等試験令第七、八条に関する大正七年文部省令第三号

中改正（文部省令第一三号）〔昭和七年六月〕

（注記1）
 発専六九号 定決裁
 6月17日 文書課長
 送 発
 月 日 起案者
 （注記2）
 （神野）

（注記3）
 昭和七年五月三十一日起案

（注記4）
 学務課長 （服部）
 専門学務局長 （赤間）

大臣 花押 （鳩山）
 （栗原）

次官 （小山）
 （抹消）
 〔審査委員〕

（注記5） 大正七年文部省令第三号中改正ノ件

（注記6）
 省令案（一案）
 文部省令第 号

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件
 中左ノ通改正ス

年 月 日

文部大臣

第二条ヲ左ノ如ク改ム

左ノ者ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校高等科ヲ卒リ若ハ
 大学予科ヲ修了シタル者ト同等以上ト認ム

（抹消）

（下 札）

〔加筆・抹消〕
〔一〕大学ニヨル〕大学学部ニ学生トシテ入学シ現ニ在学スル者又

ハ卒業シ若ハ学士試験ニ合格シタル者〕

二文部大臣ニ於テ高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上ト指

定シタル学校ヲ卒業シタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

備考

照会案ノ回答アリタル上施行ノコト

照会案（二案）

年 月 日

次官

（注記 7）

高等試験委員長宛

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件

中別記ノ通改正致度ニ付御意見承り度

備考一、省令案裁決定ノ上発送ノコト

二、別記添付発送ノコト

理由

高等試験令第八条ノ規定ニ照応セシメントス

備考（現行規定）

高等試験令第八条

高等学校高等科ヲ卒リ若ハ大学予科ヲ修了シタル者又ハ文部

大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムル者

ハ予備試験ヲ免ス

高等試験令第七条及第八条ニ依ル受験資格ニ関スル件

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校高等科若

ハ大学予科ト同等以上ト認ム

一 大学学部

二 文部大臣ニ於テ高等試験高等科若ハ大学予科ト同等以上ト

指定シタル学校

〔加筆・朱書〕
〔※〕一、高等試験令 昭和四年勅令第十五号

二、高等試験令施行細則 大正七年二月閣令第一号

三、高等試験令第七条及第八条ニ依ル受験資格ニ関スル件

大正七年文部省令第三号

改正

大正九年 一七号

同一年 三四号

同一年 四号

同一年 二二二号

同一年 三七号

同一年 六号

昭和四年 二八号

〔加筆・朱書〕
〔一〕大正七年文部省令第三号

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依リ普

通教育〔ト〕ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル者

トス

一、専門学校入学者検定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校入

学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

二、専門学校入学者検定規程第八條第一号ニ依リ一般ノ専門
学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受ケル資格ヲ有スル者

三、普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ中学校卒業以上ノ学力ヲ以
テ入学程度トスル専門学校ニ入学シタル者

四、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立学校ニ
入学シタル者

^{〔加筆〕} ^{〔朱線〕} 第二條 左ノ学校ハ高等試験令第八條ニ依リ高等学校大

学予科ト同等以上ト認ム

一、官立学校及公立、私立専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業
以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ修業年限三年以上ノモノ

二、学習院高等学科

三、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立
ノ学校但シ東京美術学校東京音楽学校及修業年限三年ニ満

タサルモノヲ除ク

四、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限二
年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣ノ

認定ヲ受ケタルモノ

五、主トシテ普通教育ニ関スル学科目ヲ授ケル私立専門学校
ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ^{〔加筆〕}〔一〕

第三條 高等試験令第七條ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立及
公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中学校及試験ノ期日ハ文部大臣予メ官報ヲ以テ之ヲ告
示ス

第四條 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書(甲号書式)ニ履歴

書(乙号書式)及写真(手札形トシ出願前六箇月以内ニ脱帽

シテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族籍、氏名ヲ

記載スヘシ)ヲ添ヘ毎年三月一日ヨリ三月三十一日マテノ間

ニ試験ヲ受ケ^{〔抹消〕}〔加筆〕^{〔一〕}トスル中学校ニ差出スヘシ

第五條 試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付スヘ

シ

前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ用弁之ヲ試験願書ニ貼付スヘシ其

ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

第六條 学校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格證書(丙号書式)

ヲ付与スヘシ

第七條 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験

ヲ停止ス試験合格決定後其ノ合格ヲ無効トス

第八條 試験ヲ了リタルトキハ学校長ハ其ノ顛末ヲ文部大臣ニ

報告スヘシ

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正

^{〔加筆〕} ^{〔朱線〕} 第一條第三号中「中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トス

ル」ノ下ニ「大学予科又ハ」ヲ加フ

第一條四号ノ次ニ左ノ如ク加フ

五、高等学校高等科第一学年ヲ修了シタル者又ハ高等学校

高等科第二学年以上ニ入学シタル者

六、修業年限三年ノ大学予科第二学年以上ニ入学シタル者

〔加筆・朱書〕
〔三〕第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大

学予科ト同等以上ト認ム

一、高等学校高等科

二、大学学部

三、大学予科

四、専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学

程度トシ修業年限四年以上ノモノ

五、学習院高等科及元学習院高等学科

六、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立

ノ学校但シ東京美術学校東京音楽学校及修業年限三年ニ満

タサルモノヲ除ク

七、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限二

年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣ノ

認定ヲ受ケタルモノ〔加筆〕

八、主トシテ普通教育ニ関スル学科目ヲ授クル私立専門学校

ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ

改正

〔加筆・朱書〕
〔三〕大正十一年文部省令第三十四号

第四条中「六ヶ月」ヲ「三ヶ月」ニ「三月一日ヨリ三月三十

一日」ヲ〔抹消〕「二月一日ヨリ三月十五日」ニ改ム

〔加筆〕
〔備考〕願書提出期間及同添付写真撮影期間ノ改正

改正

〔加筆・朱書〕
〔四〕大正十三年文部省令第四号

〔加筆・抹消〕
〔一〕第一条第三号乃至第五号ヲ左ノ如ク改メ第六号ヲ削ル

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ特定ノ専門学校ノ入学ニ

関シ中学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定

セラレタル者ニシテ普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ若ハ成績

優秀ナルノ故ヲ以テ無試験検定ニ依リ中学校卒業以上ノ学

力ヲ以テ入学程度トスル大学予科又ハ専門学校ニ入学シタ

ル者

四、高等学校高等科第二学年以上又ハ修業年限三年ノ大学予

科第二学年以上ニ入学シタル者

五、前各号ノ外中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ且

文部大臣ノ指定ヲ受ケタル学校ニ入学シタル者

〔加筆・朱書〕
〔五〕第二条第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号乃至第八号ヲ削ル

四、前各号ノ外文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上

〔抹消〕
〔一〕指定シタル学校〔加筆〕

改正

〔加筆・朱書〕
〔五〕大正十三年文部省令第二十三号

〔加筆・抹消〕
〔一〕第一条第一号ヲ左ノ如ク改メ第二号中「第八条第一号」ヲ

削ル

一、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル

者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、

地理、数学、物理学及化学ノ七科目ニ付キ試験検定ニ合

格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者〔加筆〕

第三条乃至第七条 現行ニ同ジ

第八条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試

験ヲ停止ス試験後発覚シタルモノハ既ニ交付シタル合格証

書又ハ証明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第九条 現行ニ同シ

改正

〔加筆・朱書〕大正十四年文部省令第三十七号

〔加筆・朱書〕大正十四年文部省令第三十七号
第八条ヲ現行ノ如ク改正〔一〕

改正

〔加筆・朱書〕大正十五年文部省令第六号

第一条第一号ヲ左ノ如ク改ム

一、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、
専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、
数学、物理及化学ノ七科目ニ付試験検定ニ合格シ若ハ試験
ヲ免除セラレタル者又ハ朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官
若ハ関東長官ノ定ムル専門学校入学者検定ニ関スル規程ニ
依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目
ニ付試験検定ニ合格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者

改正

〔加筆・朱書〕昭和四年文部省令第二十八号

第一条第一号ヲ現行ノ通改ム

第二条ヲ現行ノ通改ム

(注記8)

〔抹消〕
一、高等学校高等科ヲ卒リ若ハ大学予科ヲ修了シタル者又ハ文
部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ム
ル者ハ予備試験ヲ免ス

現ニ文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上ト指定シタ
ル学校ハ本令ニ依リ高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上

ト指定シタル学校ト看做ス
〔加筆・朱書〕高等試験令第七条〔及〕第八条ニ依リ受験資格ニ関スル件
第二条〔各号〕改正調

〔加筆〕

大正七年

一、官立学校及
公立私立専門
学校ノ予科ニ

シテ中学校卒
業以上ノ学力
ヲ以テ入学位
度トシ修業年
限三年以上ノ
モノ

二、学習院高等
学科

三、中学校卒業
以上ノ学力ヲ
以テ入学位度
トスル官立及
公立ノ学校但
シ東京美術学
校東京音楽学
校及修業年限
三年ニ滿タサ
ルモノヲ除ク

四、中学校卒業
以上ノ学力ヲ
以テ入学位度
トスル修業年
限二年以上ノ
予科ヲ有スル
私立専門学校

大正九年

一、高等学校高
等科

二、大学学部

三、大学予科

四、専門学校ノ
予科ニシテ中
学校卒業以上
ノ学力ヲ以テ
入学位度トシ
修業年限四年
以上ノモノ

五、学習院高等
科及元学習院
高等学科

六、上第五号ニ
同ジ

七、上第四号ニ
同ジ

大正十三年

一、上同

二、上同

三、上同

四、前各号ノ外
文部大臣ニ於
テ高等学校大
学予科ト同等
以上ト指定シ
タル学校

一、大学学部

二、文部大臣ニ
於テ高等学校
高等科若ハ大
学予科ト同等
以上ト指定シ
タル学校

(注記9)

本科ニシテ文 部大臣ノ認定 ヲ受ケタルモ ノ	五、主トシテ普 通教育ニ関ス ル学科目ヲ授 クル私立専門 学校ニシテ特 ニ文部大臣ノ 指定シタルモ ノ	八、上第五号ニ 同ジ
---------------------------------	--	---------------

〔加筆・朱書〕
〔※〕高等試験令第八条ノ規定沿革

一、文官試験規則 明治二六年十月勅令第百九十七号

第十二号 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及

旧司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲスル者及学習院大学科

四学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

二、高等試験令 大正七年一月勅令第七号

第八条 高等学校大学予科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上

ト認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

大正七年一月勅令第七号

三、高等試験令 昭和四年勅令第十五号 (現行法)

第八条 高等学校高等科ヲ卒リ若ハ大学予科ヲ修了シタル者

又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力ヲ有ス

ト認ムル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

〔注記1〕

「要記入」

〔注記2〕

「スミ」 「施行前要再回」 〔小管〕 〔印〕 〔66〕

〔注記3〕

「完結」

〔注記4〕

「記録掛 7・8・23 受領」

〔注記5〕

「六月廿三日 発送済」

〔注記6〕

「二四」〔簿冊内件名番号〕

〔注記7〕

「六月十七日 発送済」

〔注記8〕

「4・5・23」

〔注記9〕

〔加筆・朱書〕
「〔備考一〕八参照」

〔下札〕

〔有原〕 〔印〕種別 わ〔三〕〔二〕一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 省令第一

三号 高等試験令第七・八条ニ関スル大正七年省令第三号中改

正ノ番号 発専六九ノ結了年月日 昭、七、六、二三ノ保存年限

ムキノ枚数 27

〔自昭2年至昭9年 認定指定総規
第2冊1文部省〔印〕34.32-5, 243〕